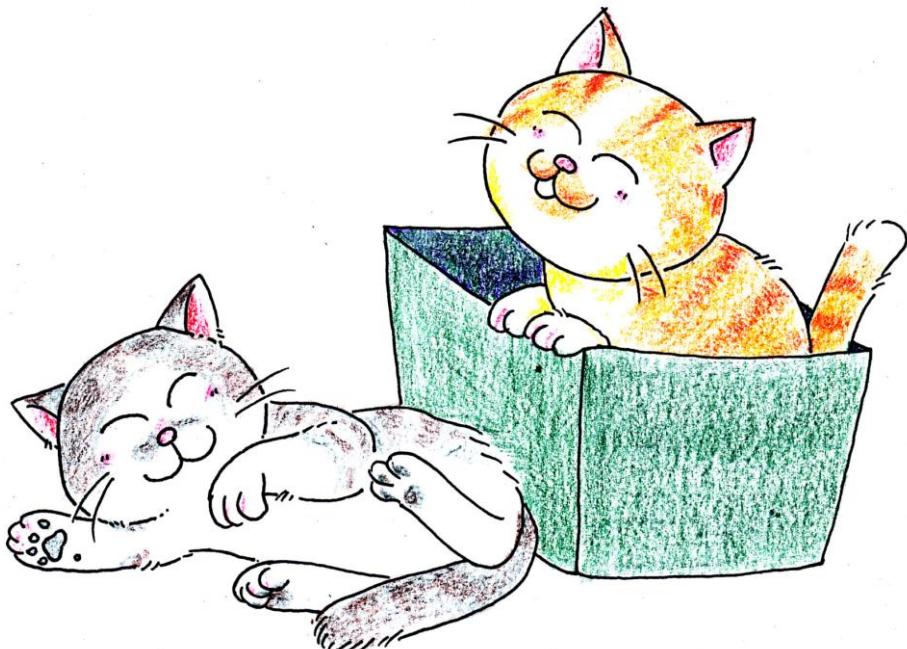


# 所有者のいない猫の 適正管理マニュアル

～人も動物もおだやかに暮らせる  
まちづくりをめざして～



## ノラ猫に対する思いは人それぞれです・・・



## でも、何とかしたい！！！解決したい！！！という思いは同じ・・・

これまで、ノラ猫（「所有者（飼い主）のいない猫」）については、风扇やいたずら、子猫が産まれる、などの迷惑があつても、対策がありませんでした。

飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、「所有者のいない猫」では不満を訴える相手もないため、結局、迷惑を受けている人は猫を憎んだり、猫に餌を与えていたりする人とトラブルになつたり、猫を傷つけたりする事件が起こっています。

これは猫の存在が問題というより、無責任に餌をやっている「人」や、「地域の環境の悪化」という、ご近所づきあい・地域の問題とも言えます。

もともと「所有者のいない猫」は、飼い猫が捨てられ、増えたりしたものです。ですから、飼い主の方が責任ある飼い方をすることはもちろんのことですが、今、地域にいる「所有者のいない猫」を「排除する」のではなく、私たち人間と同じ

「命あるもの」としてとらえ、

**地域の中で猫を「適正管理する」ことで地域住民との共生を認め、自分たちのまちの問題として、トラブル解決・環境美化を図っていく方法を進めてみませんか。**

# その方法とは…「地域猫活動」です！

愛知県は「地域猫活動」を支援します！

## 地域猫活動とは？

いわゆるノラ猫\*を適切に飼養・管理するために、地域の住民の理解と協力のもとで共同飼養する活動のことです。

その地域に住んでいる住民たちが協力し、動物愛護ボランティアの助け等も得ながら、地域に住み着いている「所有者のいない猫」に不妊去勢手術を行い、今以上に数が増えないように管理します。

併せて、餌やりや粪の始末を適切に行うことにより、猫によって迷惑を被っている住民たちの理解が得られるよう配慮をし、また、餌場やトイレの管理することで、地域の環境美化にもつながります。

「地域猫活動」はこうして、地域ぐるみで、今地域にいる猫を飼養しながら、徐々に頭数を減らし、トラブルの解決をめざすものです。

\* 特定の飼い主がなく、公園や市街地等に住み着き、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活している猫=以下、「所有者のいない猫」と言います。



地域住民が主体となり、  
動物愛護ボランティア等  
の協力を得ながら・・・、

- ①不妊・去勢手術をする
- ②適切な餌やりをする
- ③給餌場所の清掃・管理をする
- ④トイレ等を設置し、ふん尿  
の始末と管理をする
- ⑤地域で協力し、①～④を  
継続して実施していく



# 活動を始めるには、具体的にはどうすればいいの？

地域住民、実施に関し専門知識のある動物愛護ボランティア、動物病院、行政(市町村、県)などがそれぞれの役割を果たして取り組むと効果的です。

なお、状況に応じて、下記のステップや役割分担を適宜変更し、  
地域で取り組みやすい形で実施しましょう！

## ステップ 1 飼い猫の飼い方指導

地域住民代表や行政機関が、猫の飼い主に対し、室内飼養、所有者明示(首輪、迷子札など)を実施するよう啓発する。

## ステップ 2 生息している猫の確認

地域住民が、写真撮影などにより個体の頭数と特徴を確認し、地域のコミュニティセンター等に所有者がいないことを確認するための掲示をする。(回覧板などで確認するとさらに良い)

## ステップ 3 飼育管理のための準備

地域住民は、餌とトイレを用意する。

地域住民は、給餌場所とトイレ設置場所を決める。

地域住民は、給餌の実施時間と実施者、トイレの管理時間と管理者を決定する。

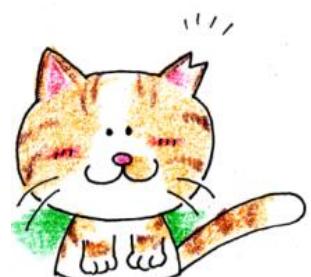
## ステップ 4 所有者のいない猫の保護

地域住民は、専用の保護オリを用意し、所有者のいない猫を保護する。

動物愛護ボランティアが所有している場合は、それを用い実施する。

## ステップ 5 保護した猫の不妊・去勢手術

地域住民は、動物病院において、不妊・去勢手術と、手術済マーキング(耳端V字カット等)を実施する。



## ステップ 6 保護した猫の放飼

地域住民は、手術された猫を保護した場所に放す。

## ステップ 7 飼育管理の実施

地域住民は、毎日給餌とトイレの管理を実施する。

地域住民は、飼養管理を行う際に地域を巡回し、適宜、環境美化行動(ゴミ拾い等)を実施するとともに、猫が遺棄されないようパトロールする。

# ワークシート（あなたの地域で実施するときは？）

前のページの**地域猫活動**のステップを踏まえ、  
あなたの地域で取り組む場合を考えてみましょう！



まずは関係者と活動の対象の整理をしましょう！

○活動を実践するひと

地域猫実践グループ……  
(自治会、地区)

役割(具体的に、費用負担など)…

[ ]

○活動を支援、協力

行政機関  
(市町村、  
県動物保護管理センター等)…

[ ]

動物愛護ボランティア……

[ ]

○不妊・去勢手術など

動物病院……

[ ]

○活動対象

活動場所……

[ ]

対象猫の数など……

地域に、オス      メス      ピ

餌やりさんの存在……

ヶ所                  人

関係者間の話し合い、役割分担はできましたか？  
それでは活動を進めて行きましょう！



活動開始日： 年      月      日

経過・状況：

# 平成22年度及び23年度に愛知県で取り組んだ 地域猫活動（コミュニティキャット）モデル事業についての 検証（実施機関：県動物保護管理センター）

県では「所有者のいない猫対策」として注目されている「地域猫活動」の効果等を検証し、マニュアル等の作成に資するため、地域を指定しモデル的に事業を実施しました。

なお、本モデル事業はマニュアル作成に伴い終了し、今後は「地域猫活動」の普及啓発を目指します。

## 平成22年度

### ケース1：A市A公園の例

**経緯**：A氏は、A公園の所有者のいない猫について、個人で保護・飼育してきたが、頭数が多く、また公園での餌やりを市に禁止され活動に行き詰ったことから、県動物保護管理センター（以下、「センター」という。）に相談した。センターではA氏と市役所の仲介を行い、また、動物愛護ボランティア団体に協力を求めるとともに、保護した猫の不妊・去勢手術を実施することを検討した。

**結果**：活動実践者が1名であったことや、公園における餌やり等の飼育管理に関して、市役所等関係機関との調整がつかず、効果の検証もできないことから、モデル事業としての実施には至らなかった。

**ポイント**：関係者間の話し合い、役割分担及び連携の構築は必須である。ステップ1、2で、地元市町村による周辺地域への活動の周知（回覧板、看板等）等の協力がないと活動は進まない。

### ケース2：B市B地区の例

**経緯**：地域猫活動を行っている動物愛護ボランティア団体に対し、B地区の自治区長から新たにB地区での活動を実施するよう依頼があり、同団体からセンターに、モデル事業としてとりあげ、市や住民との調整及び不妊・去勢手術について支援するよう要請があった。

B地区では、5ヶ所ほどで無責任な餌やりの実態があつたため、餌やりしている人を特定するとともに、猫に所有者がいないことを確認。トイレの管理等について、給餌者や地元住民と動物愛護ボランティア団体が協力して飼育管理し、各ステップを進めた。不妊・去勢手術に関しては、地元の開業獣医師の協力も得られ、センターと合わせて手術を実施した。

**結果**：関係者の協力のもと、特に当該自治区長の積極的な関与と動物愛護ボランティア団体の活躍により、活動に対して当該地区の住民から肯定的な意見を得ることができた（活動後のアンケート調査結果）。ただし、当該地域の活動実施前に猫の生息状況を把握しないままに活動を進めてしまったため、正確な効果の検証ができなかった。

**ポイント**：活動の実施主体による「地域を良くしよう」という積極的な態度は、協力者の理解も得やすく、活動を成功へと導く大きな要因となる。対象となる猫の数が多い場合、不妊・去勢手術に係る経費がかさむため、費用分担の検討も必要である。効果の検証のためには、事前の生息状況等調査が必要である。

## 平成23年度

### ケース3：C市C公園の例

**経緯**：C市役所からC公園において地域猫活動を実施することについてセンターに相談があったため、モデル事業として進めることとし、C公園周辺の自治会において市役所とセンターが説明会を開催し、地元住民、動物愛護ボランティア団体の協力により、ステップを進め、実施中。

**ポイント**：地元市役所の積極的な協力のもと、関係者の役割分担が適切になされている例。

### ケース4：D市D地区の例

**経緯**：動物愛護ボランティア団体より、D市の複数の地域において、地域猫活動を実施したいとセンターに相談があったため、モデル事業として進めることとし、地元周辺の自治会において市役所とセンターが説明会を開催し、地元住民、動物愛護ボランティア団体の協力により、ステップを進め、実施中。

**ポイント**：地元市役所の協力のもと、複数の地域で同時に活動が進められている例。

上記モデル事業の詳細な実施結果等はこちらをご覧ください。

➡ <http://www.pref.aichi.jp/douai/>

# 地域猫活動を実施した場合の効果は？

## 1 不妊・去勢手術による効果

- \*新たに子猫が産まれないので、猫の数が増えず、今ある命を一代限りで全うさせることができ、殺処分することなく、徐々に数を減らすことができます。（所有者のいない猫の寿命は、平均3～5年と言われています。）
- \*発情によるケンカや、鳴き声がなくなります。
- \*オスの尿のにおいが薄くなります。

## 2 適切な餌やりによる効果

- \*お腹をすかせて、ゴミをあさることがなくなります。
- \*食べ残しを清掃することで、カラスやネズミ等の餌になるのを防ぎます。

## 3 トイレの設置と清掃による効果

- \*トイレの場所が定められることにより、民家の庭などにむやみにふん尿をすることがなくなり、迷惑が軽減されます。

## 4 近所の理解による効果

- \*地域住民同士のコミュニケーションが活性化したり、地域で動物をかわいがる気持ちが生まれます。

## 5 周辺の環境美化による効果

- \*猫の給餌場所、トイレの管理をすることで、周辺の美化が進みます。
- \*地域の巡回の際に、併せてゴミ拾い等の環境美化行動も進みます。

おまけ

## それでも「今すぐ猫の迷惑を防ぎたい！」場合の対処法は？

1 猫が嫌がる臭いのものをまく。

### ◎ニコチン液

(フィルターと紙をとってほぐしたタバコ5～6本分を、水の入った2リットルのペットボトルに入れて一晩おき、茶色になったタバコ液を、猫に来られて困っているところにまいておく。)

漂白剤などは原液を直接まかないのでや～

### ◎「木酢液」、「酢」、「唐辛子」などを水で薄めたもの

(例：500ccのペットボトルに「木酢液」を満たし、唐辛子を細かくしたものをおおむね10本分くらい入れて2～3日おいたものを原液とし、効果がなくなってしまわない程度に水で10倍くらいに薄めて使う。)

### ◎塩素系消毒薬(漂白剤)溶液(原液を100倍程度に水で薄めて使う。)

### ◎レモンやみかんの皮、コーヒーかす、など



2 猫が不快に感じるものを置く。

嫌だにや～  
困ったにや～

◎猫よけ用の砂利を敷く。(猫よけ用の砂利は角が尖っている小石で出来ており、猫はこの砂利の角を嫌うので寄り付かなくなる。)

◎猫よけ用のシート(テープ)を猫の通り道に貼る。(雨や水にぬれたら貼り替える。)

◎猫の通り道に釣り糸やワイヤー等を10cm間隔程度に張っておく。(ひげや毛に触れるのを嫌がって寄り付かなくなる。)

◎猫よけの超音波装置を置く。



地域猫活動の相談や、

困ったときには…

～インフォメーション～

**愛知県動物保護管理センター**

本 所 豊田市穂積町新屋 73-3  
TEL 0565-58-2323

尾張支所 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1  
TEL 0586-78-2595

知多支所 半田市乙川末広町 100-1  
TEL 0569-21-5567

東三河支所 豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2  
TEL 0532-33-3777

**愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課**

獣医衛生・動物愛護グループ TEL 052-954-6298

**「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」**

～人も動物もおだやかに暮らせるまちづくりをめざして～

第1版 平成 24年2月発行

第2版 平成 27年8月発行

第3版 平成 31年2月発行

編集・発行 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

獣医衛生・動物愛護グループ

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6298 (ダイヤルイン)

このパンフレットの内容は、県のホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.aichi.jp/douai/>

この印刷物は、古紙配合の再生紙を使用しています。